

香川県条例第34号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 略 第2表 手数料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1～389の3 略				1～389の3 略			
390 肥料登録申請手数料	<u>肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下この項及び391の項において「法」という。）</u> 第4条第1項第6号の肥料に係るもの <u>法第4条第1項第7号の肥料に係るもの</u>	略		390 肥料登録申請手数料	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第4条第1項第6号の肥料に係るもの 肥料取締法第4条第1項第7号の肥料に係るもの	1件 1件	19,000円 37,000円
391 肥料登録更新申請手数料	<u>法第4条第1項第6号の肥料に</u>	略		391 肥料登録更新申請手数料	<u>肥料取締法第4条第1項第6号</u>	1件	4,000円

	係るもの <u>法第4条第1項第7号の肥料に係るもの</u>	
392~419 略		
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） 略 <u>牛ウイルス性下痢検査</u> 略 <u>牛伝染性リンパ腫検査</u> 略 略	

	の肥料に係るもの <u>肥料取締法第4条第1項第7号の肥料に係るもの</u>	1件	8,100円
392~419 略			
420 家畜検査手数料	家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項又は第31条第1項の規定による家畜の検査（同法第5条第1項の規定による家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。） 略 <u>牛ウイルス性下痢・粘膜病検査</u> エライザ法による検査 PCR法による検査 <u>牛白血病検査</u> 抗体検査 PCR法による検査 略	1頭1回 1頭1回 1頭1回 1頭1回	790円 840円 710円 1,110円

	<u>トリコモナス</u> <u>症検査</u>	略		
	略 <u>トキソプラズ</u> <u>マ症検査</u>	略		
	略 <u>鳥マイコプラ</u> <u>ズマ症検査</u>	略		
421 家畜投薬手数料	略 <u>トキソプラズマ</u> <u>症投薬</u>	略		
422～511 略				
512 略				
512の2～536 略				
<u>536の2</u>	<u>法第60条の2</u> <u>の2第1項第2号の居</u> <u>住環境向上用途誘導地</u> <u>区の建蔽率に関する許</u> <u>可申請手数料</u>		<u>1件</u>	<u>16万円</u>

	<u>トリコモナス</u> <u>病検査</u>	1頭1回	310円	
	略 <u>トキソプラズ</u> <u>マ病検査</u>	1頭1回	300円	
	略 <u>鶏マイコプラ</u> <u>ズマ病検査</u>	1羽1回	40円	
421 家畜投薬手数料	略 <u>トキソプラズマ</u> <u>病投薬</u>	1頭1回	90円	
422～511 略				
512 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項から570の項までにおいて「法」という。）第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の建築確認申請手数料及び同項後段の計画変更建築確認申請手数料並びに法第18条第2項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の計画通知手数料及び計画変更計画通知手数料	略			
512の2～536 略				

<u>536の3 法第60条の2 の2第3項の居住環境 向上用途誘導地区の高 さに関する許可申請手 数料</u>	<u>1件</u>	<u>16万円</u>	
537～598 略			537～598 略
備考 略			備考 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 第2表 手数料の部390の項及び391の項の改正規定は、令和2年12月1日から施行する。